



第2期岩国市子ども・子育て支援事業計画

概 要 版



計画の概要

計画策定の趣旨

本市においても、少子化とともに高齢化が同時に進行しているため、労働力人口が減少し、社会保障負担の増加や地域社会の活力低下が懸念されています。また、非正規雇用の増加や長時間労働の常態化など、子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって孤立感を持つ子育て世帯や、ひとり親世帯の増加等による子どもの貧困など、深刻な課題として認知されるようになってきたものもあります。

「第2期岩国市子ども・子育て支援事業計画」は、子どもと子育て家庭をめぐる諸課題の解決に向けた方向性を示すとともに、新たに子どもの貧困等に関する施策も加え、安心して子育てができるまちづくりを推進するために策定するものです。

計画の位置づけ

（１）子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。

（２）次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」

次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が令和 7（2025）年 3 月 31 日までに延長されたことから、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

（３）子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」

子どもの貧困対策の推進に関する法律が令和元（2019）年 6 月に改正され、第 9 条において市町村による貧困対策計画の策定が努力義務として課されたことから、本市における子どもの貧困対策を本計画に含め、「市町村計画」として位置づけます。

（４）他計画との関係

本計画は、岩国市総合計画をはじめ、岩国市地域福祉計画や第 2 次岩国市健康づくり計画、岩国市障害者計画及び障害児福祉計画等関係する各分野の計画と連携・整合を図っています。

計画の期間

計画期間については、令和 2（2020）年度を開始初年度とし、令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。

計画の基本理念

本計画においては、総合計画の方針を踏まえ、「安心して子どもを産み育てられるまち」を基本理念として、計画を推進していきます。

この基本理念は、子どもが健やかで心豊かに育つことを応援するとともに、子どもを安心して産み育てられるまちづくりを地域社会全体で推進し、実現するために、第1期岩国市子ども・子育て支援事業計画で掲げた基本理念の方針を引き継ぐものです。

基本理念の実現に向けて、次の4項目を基本目標として掲げ計画を推進していきます。

【基本理念】 安心して子どもを産み育てられるまち

基本目標1 子どもの安全を確保する

1. 児童虐待防止策の充実
2. 子育てを支える地域社会の形成
3. 子育てしやすい生活環境の整備

基本目標2 子どもと親の健康を守る

1. 母子保健施策の推進
2. 妊娠から子育てまでの相談体制の充実
3. 思春期の保健対策及び有害環境対策の推進

基本目標3 支援を要する子どもや家庭を支える

1. ひとり親家庭等の自立支援
2. 障害のある子どもがいる家庭への支援
3. 子どもの貧困対策の推進

基本目標4 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

1. 子育て支援サービスの充実
2. 放課後児童教室及び放課後子供教室の充実
(新・放課後子ども総合プラン)
3. 情報提供の充実
4. ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標ごとの取組

基本目標1 子どもの安全を確保する

(1) 児童虐待防止策の充実

児童虐待を防止するために、相談体制を一層充実させていきます。早期発見・早期対応し、再発防止に取り組むために、相談窓口を地域住民へ周知することに加え、子育てに悩みや不安を感じるなど困っている人が孤立しないように、関係機関との連携を密にし、子どもを守るためのネットワークの強化に取り組みます。

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診の実施等を通じて、養育に関して支援を必要とする家庭を早期に把握し、養育支援訪問事業等を活用するなど適切な支援につなげていきます。

(2) 子育てを支える地域社会の形成

子育て家庭や地域の子育て経験者等が気軽に交流できる場の創設に取り組み、家庭、地域、学校等の連携により地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めていきます。

(3) 子育てしやすい生活環境の整備

子どもの安全を守るためには、地域の大人一人ひとりが、「地域の子どもは自分たちで守る」という強い共通認識を持って、常に子どもの安全を気に向け、地域で継続的に見守っていくことが大切です。地域社会全体で子どもを守るため、家庭、地域、学校、行政、関係機関が連携し、安全を確保するための取組を推進します。

基本目標2 子どもと親の健康を守る

(1) 母子保健施策の推進

妊産婦や家族、子育て期の親等に対して、妊娠・出産・育児に対する正しい知識を普及・啓発します。妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進のため、健康診査や相談支援、予防接種などの充実を図ります。妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない母子保健施策を推進するとともに、虐待予防を視野に入れた支援を行います。

(2) 妊娠から子育てまでの相談体制の充実

継続的な支援が必要な家庭の中には、多くの問題を抱えるとともにその内容が複雑な場合があります。医療機関や児童相談所、認定こども園・幼稚園・保育園や学校、福祉サービス事業所など、関係機関と連携して支援します。

(3) 思春期の保健対策及び有害環境対策の推進

思春期は身体的、精神的に著しく発達、変化する時期です。この時期の心と体の健康を守るため、子ども自身が必要な知識を身に付け、情報を自ら得るとともに、適切な対応を取ることができるよう、普及活動や環境づくりに努めます。



基本目標3 支援を要する子どもや家庭を支える

(1) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援、就業支援等を行います。また、子育てサービスの情報や相談体制等ひとり親家庭の支援制度の周知に努めます。

(2) 障害のある子どもがいる家庭への支援

社会全体が障害児を温かく見守る環境の整備に努めます。また、福祉サービス等の充実を図り情報提供を進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

(3) 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されないように、また、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えて適切な支援を行います。

生活に困窮する子育て家庭が、困窮状態から早期に脱却することができるよう、各家庭に応じた包括的かつ継続的な支援を行います。

基本目標4 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

(1) 子育て支援サービスの充実

子育て家庭が、各家庭のニーズに応じた子育て支援事業を適切に選択でき、また円滑に利用できるよう支援事業の内容、相談体制の充実に努めます。

(2) 放課後児童教室及び放課後子供教室の充実（新・放課後子ども総合プラン）

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童教室及び放課後子供教室の計画的な整備等により、全ての子どもの安全・安心な居場所づくりを進めます。

(3) 情報提供の充実

子育てにかかる不安感を少しでも解消するために、子育てに関する情報提供を充実します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と家庭生活を両立させるため、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及に努めるとともに、働き方改革に向けての取組を推進します。

子ども・子育て支援事業計画 ― 教育・保育施設の充実 ―

(1) 認定区分

教育・保育施設等を利用するためには、子どもの年齢と保育の必要性に応じて認定を受ける必要があります。認定区分は以下のとおりです。

認定区分	対象年齢	家庭の類型	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭・ 就労短時間家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定Ⅰ	3～5歳	共働きであるが幼稚園の 利用を希望する家庭	幼稚園
2号認定Ⅱ	3～5歳	共働き家庭	保育園・認定こども園
3号認定Ⅰ・Ⅱ	0～2歳	共働き家庭	保育園・認定こども園・ 小規模保育事業

(2) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

1) 1号認定

幼児期の教育のニーズに対し、幼稚園・認定こども園での教育を行う事業です。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量合計		1,235	1,194	1,119	1,099	1,067
確保 方策	特定教育・保育施設	1,336	1,336	1,253	1,253	1,253
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足		101	142	134	154	186

2) 2号認定Ⅰ（保育の必要性の認定を受け幼稚園を希望する者）

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、幼稚園での教育を行う事業です。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量合計		270	262	245	240	235
確保 方策	特定教育・保育施設	388	388	310	310	310
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足		118	126	65	70	75



3) 2号認定Ⅱ（2号認定のうちⅠ以外）

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、保育園・認定こども園での保育を行う事業です。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量合計		1,382	1,337	1,255	1,233	1,198
確保 方策	特定教育・保育施設	1,679	1,679	1,505	1,505	1,505
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足		297	342	250	272	307

4) 3号認定Ⅰ（0歳児）

保育の必要性の認定を受けた乳児に対し、保育園・認定こども園・小規模保育事業等での保育を行う事業です。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量合計		268	261	256	250	244
確保 方策	特定教育・保育施設	226	226	275	275	275
	地域型保育事業	8	8	11	11	11
過不足		▲34	▲27	30	36	42

5) 3号認定Ⅱ（1～2歳児）

保育の必要性の認定を受けた乳児に対し、保育園・認定こども園・小規模保育事業等での保育を行う事業です。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量合計		802	779	772	755	736
確保 方策	特定教育・保育施設	898	898	854	854	854
	地域型保育事業	15	15	21	21	21
過不足		111	134	103	120	139

子ども・子育て支援事業計画 ― 地域子ども・子育て支援事業の充実 ―

（１）利用者支援事業

就学前の子育て世帯が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用する際に、ニーズに沿った適切なサービスの提供を受けることができるよう、相談に応じ、助言、情報提供などの支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

[基本型・特定型]

(実施箇所数：か所)

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
確保方策	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

[母子保健型]

(実施箇所数：か所)

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
確保方策	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間の前後に保育園等で保育を行う事業です。

(利用者数：人／月)

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	687人	666人	640人	627人	611人
確保方策	687人	666人	640人	627人	611人

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童教室）

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生に対し、専用施設や小学校余裕教室等を活用して、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

(利用者数：人)

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	1,575人	1,538人	1,531人	1,475人	1,428人
確保方策	1,655人	1,685人	1,685人	1,685人	1,685人



（４）子育て短期支援（ショートステイ）事業

保護者の病気や出張などのため、家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設で一時的に養育・保護をすることで児童及び家庭の福祉の向上を図る事業です。

（延べ利用件数：件／年）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	50 件	50 件	50 件	50 件	50 件
確保方策	50 件	50 件	50 件	50 件	50 件

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

（訪問件数：件／年）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	816 件	795 件	777 件	759 件	743 件
確保方策	816 件	795 件	777 件	759 件	743 件

（６）養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対し、保健師・保育士・ヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

（延べ訪問件数：件／年）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	250 件	250 件	250 件	250 件	250 件
確保方策	250 件	250 件	250 件	250 件	250 件

（７）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

（延べ利用者数：人／月）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	4,904 人	4,764 人	4,704 人	4,594 人	4,493 人
確保方策	4,904 人	4,764 人	4,704 人	4,594 人	4,493 人

子ども・子育て支援事業計画 ― 地域子ども・子育て支援事業の充実 ―

(8) 一時預かり事業

1) 一時預かり事業（幼稚園型）

① 1号認定による利用

1号認定を受けて認定こども園・幼稚園を利用している子どもに対し、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

(延べ利用者数：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	24,904 人	24,088 人	22,585 人	22,203 人	21,569 人
確保方策	24,904 人	24,088 人	22,585 人	22,203 人	21,569 人

② 2号認定Ⅰによる利用

保育の必要性の認定を受けて幼稚園を利用している子どもに対し、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

(延べ利用者数：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	34,412 人	33,284 人	31,208 人	30,680 人	29,803 人
確保方策	34,412 人	33,284 人	31,208 人	30,680 人	29,803 人

2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

0歳から5歳までの全ての子どもを対象に、保護者の勤務や理由を問わず、一時的に認定こども園・保育園などで預かる事業です。

(延べ利用者数：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,741 人	3,628 人	3,508 人	3,435 人	3,351 人
確保方策	3,741 人	3,628 人	3,508 人	3,435 人	3,351 人



(9) 病児・病後児保育事業

病気や病気からの回復期などで集団保育が困難な子どもを、保育士及び看護師が、病院・保育園等に設置された専用スペースで一時的に保育する事業です。

(延べ利用者数：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	800人	800人	800人	800人	800人
確保方策	800人	800人	800人	800人	800人

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

仕事と育児の両立を支援するため、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[未就学児]

(延べ利用者数：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	981人	950人	942人	908人	878人
確保方策	981人	950人	942人	908人	878人

[小学生]

(延べ利用者数：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	771人	746人	740人	713人	690人
確保方策	771人	746人	740人	713人	690人

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

(延べ受診回数：回／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11,424回	11,130回	10,878回	10,626回	10,402回
確保方策	11,424回	11,130回	10,878回	10,626回	10,402回



第2期岩国市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年3月

編集・発行 岩 国 市

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14-51

Tel : 0827-29-5078 Fax : 0827-22-1261
